

別紙

諮問第1079号

答 申

1 審査会の結論

28総契役第10号の2「速記委託契約書」ほか1件の一部開示決定について、別表1のとおり非開示とした部分のうち、別表2に掲げる部分は開示すべきであるが、その他の部分は非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成28年〇月〇日に東京都庁第一庁舎25階110会議室で行われた口頭意見陳述に係る次のもの。速記業務委託等の契約書及び支出命令書等。テープ反訳業務委託等の契約書及び支出命令書等。依頼から機材の設置、録音、作成された記録等を確認するまでの工程と経過及び結果がわかるもの。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成29年3月10日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

審査請求人は、平成〇年〇月〇日、処分庁に対して、条例に基づき、開示請求をした。処分庁は、平成29年3月10日、当該請求に対し、一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。しかしながら、本件処分は、開示しない理由が滅茶苦茶である等の違法がある。処分庁が審査請求人に対し、違法な処分をしたのであるから、審査請求人は本件処分の取消しを求める。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張は、以下のとおりである。

(1) 対象公文書について

平成 28 年〇月〇日に開催された行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号による改正前のもの）25 条 1 項ただし書の規定による口頭意見陳述（以下「本件口頭意見陳述」という。）について、平成〇年〇月〇日付で、本件開示請求がなされた。

実施機関は、本件開示請求に対して、28 総契役第 10 号の 2 「速記委託契約書」及び 28 総総法第 184 号「速記委託（単価契約）に係る経費の支出」を対象公文書として特定した。

本件開示請求は、対象公文書の記載内容の一部が条例 7 条 2 号、3 号、4 号及び 6 号に該当するため、以下のとおり当該箇所を非開示としたものである。

(2) 非開示部分と決定理由について

ア 「個人名」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例 7 条 2 号に該当し、非開示とした。

イ 契約相手方の「口座情報」は、事業者に係る内部管理情報であり、公にすることにより、事業者の事業運営上の地位が損なわれる情報である。また、「契約単価」は、事業者が独自の技術的ノウハウ等に基づき算出した具体的な価格情報であり、このような情報が他社に提供されると、事業者は、その後の事業活動において、競争上不利な立場に置かれることとなる。さらに、「速記時間」は、請求書の金額と照合することにより「契約単価」が推測されることとなる情報であり、「予定数量」は、「推定総金額」と照合することにより、「契約単価」が推測されることとなる情報である。

したがって、契約相手方の「口座情報」、「契約単価」、「速記時間」及び「予定数量」は、公にすることにより、事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれる情報であるため、条例 7 条 3 号に該当し、非開示とした。

ウ 「契約単価」は、公にすると、今後の当該契約の予定価格を類推することが可能となり、入札参加者の見積り努力を損なわせること及び予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりするおそれがあり、契約事務の公平・適正な遂行に支

障を及ぼし、都の財産上の利益を不当に害するおそれがある。また、「速記時間」は、請求書の金額と照合することにより、「契約単価」が推測されることとなる情報であり、「予定数量」は、「推定総金額」と照合することにより、「契約単価」が推測されることとなる情報である。

したがって、「契約単価」、「速記時間」及び「予定数量」は、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため条例7条6号に該当し、非開示とした。

エ 法人の印影は、公にすることにより偽造等犯罪の予防その他の公共安全等に支障を及ぼすおそれがある情報であるため、条例7条4号に該当し、非開示とした。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 6月27日	諮問
平成30年 2月19日	新規概要説明（第187回第二部会）
平成30年 3月 7日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 4月24日	審議（第188回第二部会）
平成30年 5月28日	審議（第189回第二部会）

##### (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

#### ア 本件対象公文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「平成28年〇月〇日に東京都庁第一庁舎25階110会議室で行われた口頭意見陳述に係る次のもの。速記業務委託等の契約書及び支出命令書等。テープ反訳業務委託等の契約書及び支出命令書等。依頼から機材の設置、録音、作成された記録等を確認するまでの工程と経過及び結果がわかるもの。」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、28総契役第10号の2「速記委託契約書」（以下「本件対象公文書1」という。）及び28総総法第184号「速記委託（単価契約）に係る経費の支出」（以下「本件対象公文書2」という。）を対象公文書として特定した。

本件対象公文書1は、実施機関が競争入札の方法により速記委託業者（以下「本件事業者」という。）と締結した単価契約（以下「本件単価契約」という。）に関する文書であり、契約書、内訳書、仕様書、速記指示書及び確認書から構成されている。

また、本件対象公文書2は本件単価契約の支出に関する文書であり、公共料金等の支出に係る特例起案帳票、支出命令書、請求書、委託完了届、確認書、速記指示書、支出命令兼予算差引確認書及び複式仕訳確認書から構成されている。そして、印影（以下「本件非開示情報1」という。）については条例7条4号、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義人（以下「本件非開示情報2」という。）は同条3号、速記者氏名（以下「本件非開示情報3」という。）は同条2号、契約金額及び加算金額（以下「契約金額等」という。）、契約単価、速記時間及び予定数量（以下「本件非開示情報4」という。）は同条3号及び6号に該当するとして、一部開示決定を行った。

#### イ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定しており、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場

合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条3号本文は、「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

#### ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

##### (ア) 本件非開示情報1について

本件非開示情報1は、本件事業者の印影であり、公にすることにより、偽造された場合には犯罪に使用される可能性があり、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 について

本件非開示情報 2 は、本件事業者の金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義人の氏名であり、本件事業者の財産運用に係る内部管理情報であるから、公にすることにより、当該事業者の事業運営上の地位が損なわれると認められる。

したがって、本件非開示情報 2 は条例 7 条 3 号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報 3 について

本件非開示情報 3 は、速記担当者の氏名であり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例 7 条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報 4 について

実施機関は、本件非開示情報 4 が、本件単価契約における契約金額等及び契約単価であり、本件事業者が独自の技術的ノウハウ等に基づき算出した具体的な価格情報であるため、当該情報が他社に提供されると、本件事業者はその後の事業活動において不利な立場に置かれることから、条例 7 条 3 号本文に該当する旨説明する。

しかし、本件単価契約内容は、速記業務の委託であり、特異な業務であるとは考えられず、本件単価契約における契約金額等及び契約単価が、本件事業者により独自の技術的ノウハウ等に基づき算出されたものであるとまでは言い難い。

よって、本件単価契約における契約金額等及び契約単価は、公にすることにより事業者の事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれるとは認められず、同条 7 条 3 号本文に該当しない。

また、実施機関は、本件単価契約における契約金額等及び契約単価、予定数量及び速記時間を公にすることにより今後の当該契約の予定価格を類推することが可能となり、契約事務の公平・適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例 7 条 6 号に該当する旨主張する。

しかし、本件単価契約における契約金額等及び契約単価は、あくまでも個別の契約を締結するに際して本件事業者が算出した価格であり、実施機関が設定する契約の予

定価格とはその性質を異にするものであることから、公にすることにより今後の当該契約の予定価格の類推が直ちに可能となるわけではない。

また、予定数量及び速記時間については、その性質上、発注者の委託内容の履行に伴い確定するものであり、事業者に係る内部管理情報とはいえない。

したがって、本件単価契約における契約金額等及び契約単価、予定数量及び速記時間を開示することとしても、実施機関の契約事務の公平・適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、本件非開示情報4は同条6号に該当しない。

以上のことから、本件非開示情報4については、同条3号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二

別表1 本件対象公文書、非開示とした部分及び非開示理由

本件対象公文書		非開示とした部分		非開示理由	本件非開示 情報
1	28 総契役第10号の2「速記委託契約書」	委託契約書	契約金額（単価）	本件事業者が独自の技術的ノウハウ等に基づき算出した具体的な価格情報であり、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれる情報であるため（7条3号）	4
			うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（単価分）	公にすることにより、今後の当該契約の予定価格を類推することが可能となり、契約事務の公平・適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（7条6号）	
		印影	公にすることにより、偽造等犯罪の予防その他の公共の安全等に支障を及ぼすおそれがある情報であるため（7条4号）	1	
		内訳書	契約単価、予定数量	本件事業者が独自の技術的ノウハウ等に基づき算出した具体的な価格情報であり、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれる情報であるため（7条3号） 公にすることにより、今後の当該契約の予定価格を類推することが可能となり、契約事務の公平・適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（7条6号）	4



2	28総経法第184号「速記委託（単価契約）に係る経費の支出」	支出命令書	金融機関名、支店名、 預金種目、口座番号、 口座名義人	事業者に係る内部管理情報であり、公にすることにより、事業者の事業運営上の地位が損なわれる情報であるため（7条3号）	2
		請求書	契約単価、数量	本件事業者が独自の技術的ノウハウ等に基づき算出した具体的な価格情報であり、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれる情報であるため（7条3号） 公にすることにより、今後の当該契約の予定価格を類推することが可能となり、契約事務の公平・適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（7条6号）	4
			金融機関名、支店名、 預金種目、口座番号	事業者に係る内部管理情報であり、公にすることにより、事業者の事業運営上の地位が損なわれる情報であるため（7条3号）	2
			印影	公にすることにより、偽造等犯罪の予防その他の公共の安全等に支障を及ぼすおそれがある情報であるため（7条4号）	1
		委託完了届	契約金額（単価）、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（単価分）	本件事業者が独自の技術的ノウハウ等に基づき算出した具体的な価格情報であり、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれる情報であるため（7条3号）	4

				公にすることにより、今後の当該契約の予定価格を類推することが可能となり、契約事務の公平・適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（7条6号）	
			印影	公にすることにより、偽造等犯罪の予防その他の公共の安全等に支障を及ぼすおそれがある情報であるため（7条4号）	1
		確認書	速記終了時間、速記時間	本件事業者が独自の技術的ノウハウ等に基づき算出した具体的な価格情報であり、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれる情報であるため（7条3号） 公にすることにより、今後の当該契約の予定価格を類推することが可能となり、契約事務の公平・適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（7条6号）	4
			速記者名	個人に関する情報で特定の個人を識別することが可能であるため（7条2号）	3
		速記指示書	1時間あたりの金額、以降30分毎の加算金額	本件事業者が独自の技術的ノウハウ等に基づき算出した具体的な価格情報であり、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれる情報であるため（7条3号）	4

				公にすることにより、今後の当該 契約の予定価格を類推すること が可能となり、契約事務の公平・ 適正な遂行に支障を及ぼすおそ れがあるため（7条6号）	
--	--	--	--	--	--

別表2 開示すべき部分

本件対象公文書		開示すべき部分	
1	28 総契役第 10 号の 2 「速記委託契約書」	委託契約書	契約金額（単価）、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（単価分）
		内訳書	契約単価、予定数量
2	28 総契法第 184 号「速記委託（単価契約）に係る経費の支出」	請求書	契約単価、数量
		委託完了届	契約金額（単価）、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（単価分）
		確認書	速記終了時間、速記時間
		速記指示書	1時間あたりの金額、以降30分毎の加算金額